

相続手続のご案内

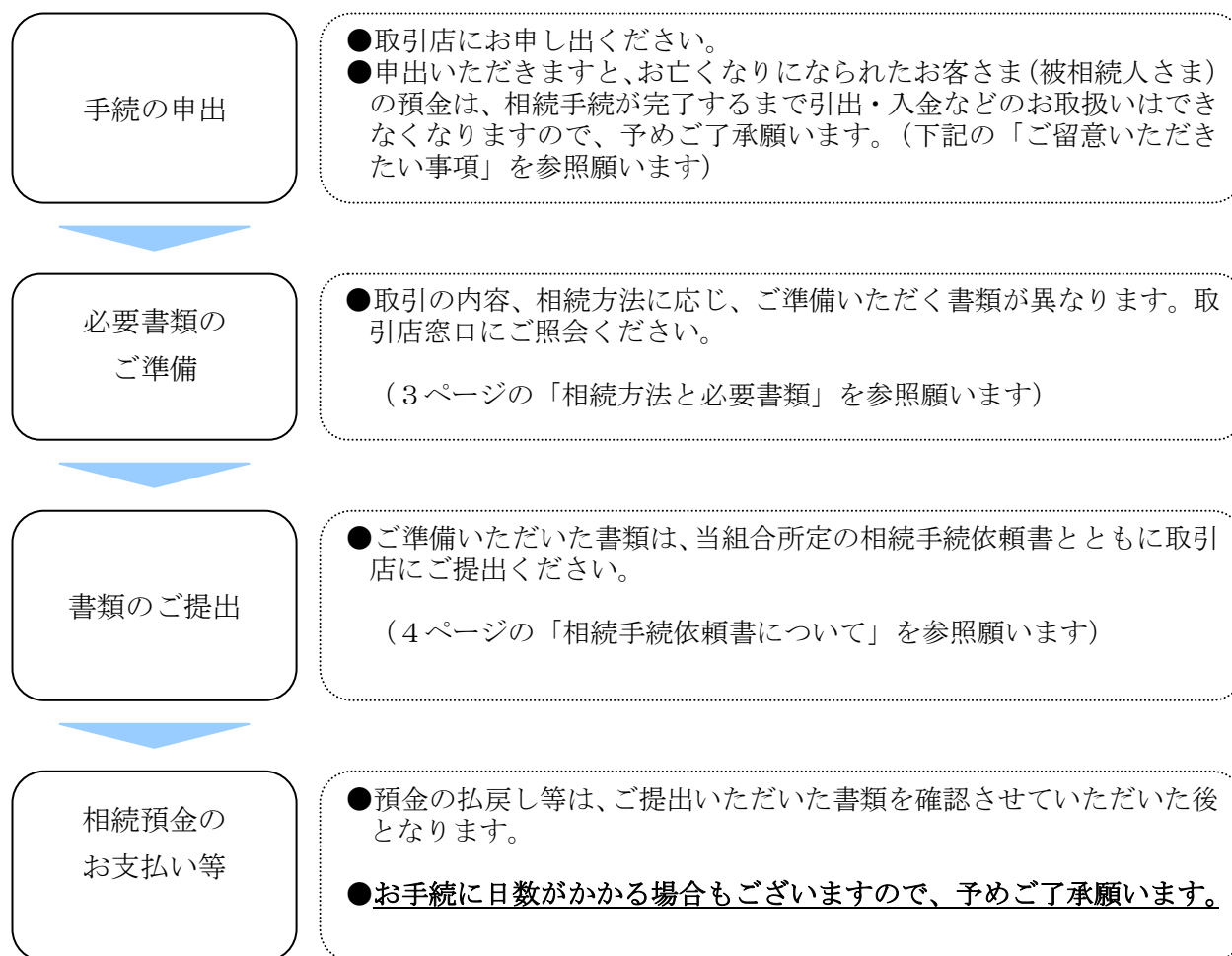
大東京信用組合

この度は御親族様のご逝去に接し、衷心よりお悔やみ申し上げます。

この冊子は、当組合とお取引いただいているお客さまがお亡くなりになり、その預金等を相続人さまにお支払するための手続について説明しております。

ご不明な点につきましては、取引店へお問い合わせください。

》 手続の流れ



》 ご留意いただきたい事項

相続の連絡をいただいた場合、お亡くなりになられたお客さま（被相続人さま）との取引は、以下のお取扱いとさせていただきます。

取引内容		取扱方法
預金	引出し	●お取扱いできません。
	預入れ	●お取扱いできません。
	振込みの受取	●先方の金融機関に連絡のうえ、振込依頼人さまの指示によりお取扱いいたします。 ●家賃等の受取予定がある場合は、振込指定口座の変更を早めに行ってください。
	口座振替	●引落とし（支払い）できなくなります。 ●公共料金等の口座振替中の諸代金については、別途お支払いいただくこととなりますので、お早めにお引落口座の変更手続を行ってください。
貸金庫の開函		●お取扱いできません。
出資金		●持分の払戻し、または相続人さまへの譲渡のいずれかとなります。
融資		●原則、当組合からおひとりの相続人さまに引受をお願いします。 ●ご融資の内容により手続きが異なります。

➤ 相続人の範囲

相続手続は、亡くなられた方（被相続人さま）の相続人さまを確認する必要があります。下記を参考に相続人さまをご確認ください。

【相続人の範囲】

①配偶者・・・常に相続人になります
 ②下記の方が配偶者と共に相続人になります

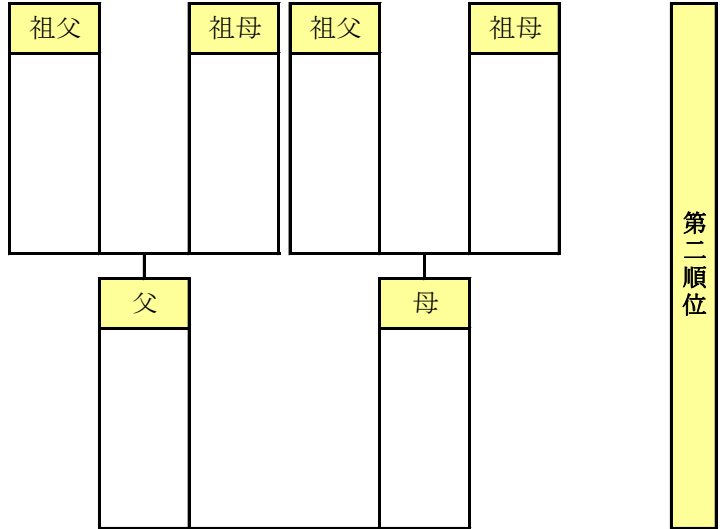
● **第1順位・・・子**
 子が死亡している場合は孫が代襲相続人となります

↓ 第1順位の相続人がいない場合

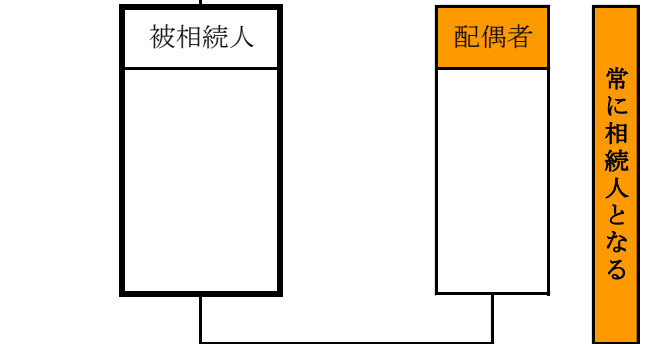
● **第2順位・・・父母**
 父母が死亡している場合で祖父母が存命であれば祖父母が相続人となります

↓ 第1順位、第2順位の相続人がいない場合

● **第3順位・・・兄弟姉妹**
 兄弟姉妹が死亡している場合は甥姪が代襲相続人となります



						続柄
						兄弟姉妹
第三順位						
						続柄
						甥・姪



						続柄
						子
第一順位						
						続柄
						孫

》 相続方法と必要書類

相続の方法により、ご準備いただく書類が異なります。主なケースは以下のとおりです。

相続方法		ご準備いただくもの
●遺産分割協議書、遺言がいずれもない場合		下記、区分「A」の書類をご準備ください。
●遺産分割協議により相続される場合		下記、区分「B」の書類をご準備ください。
●遺言により相続される場合	遺言執行者の指定あり	下記、区分「C」の書類をご準備ください。
	遺言執行者の指定なし	下記、区分「D」の書類をご準備ください。

※ 裁判所の調停調書謄本または審判書謄本がある場合には、取引店にお問い合わせください。

●必要書類について

区分				ご準備いただくもの	補足説明	入手先	確認
A	B	C	D				
○	○	○	○	相続手続依頼書	4ページ「相続手続依頼書について」をご確認ください	当組合	<input type="checkbox"/>
				相続預金の通帳・証書 貸金庫の鍵など	紛失されている場合、窓口までお申し出ください	お客さま	<input type="checkbox"/>
○	○		○	亡くなられた方の戸籍謄本 (または全部事項証明書)	4ページ「戸籍謄本について」をご確認ください	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○	○		○	相続人さまの戸籍謄本 (または全部事項証明書)	4ページ「戸籍謄本について」をご確認ください	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○	○		○	相続人さまの印鑑登録証明書	(発行後、3ヶ月以内のもの)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	○			遺産分割協議書	法定相続人全員の署名・捺印(実印)があるもの	お客さま	<input type="checkbox"/>
		○	○	遺言書	自筆証書遺言、公正証書遺言、他	お客さま	<input type="checkbox"/>
		○	○	検認済証明書 (または検認調書)	公正証書遺言以外の場合	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>
		○		遺言執行者の選任審判書謄本	家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>
		○		亡くなられた方の戸籍謄本 (または全部事項証明書)	亡くなったことが確認できるもの	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
		○		遺言執行者の印鑑登録証明書	遺言執行者の指定がある場合 (発行後、3ヶ月以内のもの)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
			○	受遺者さまの印鑑登録証明書	(発行後、3ヶ月以内のもの)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>

※ 相続手続を弁護士・信託銀行等に委任する場合は、委任状もご提出いただきます。

※書類は原本をご準備ください。原本確認後、写しを取らせていただきご返却いたします。

相続方法・手続方法により、追加で書類をお願いする場合がございます。予めご了承ください。

戸籍謄本について

●被相続人さま(亡くなられた方)の戸籍謄本について

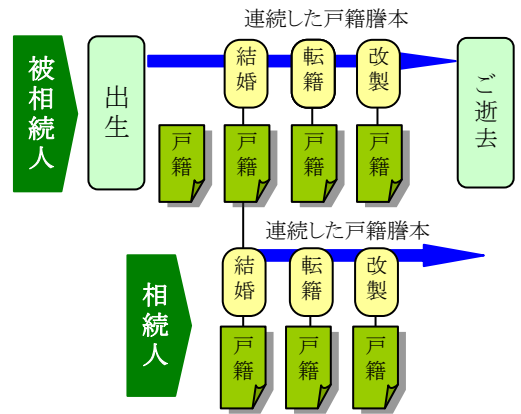
相続人さまを確認するために、被相続人さま(亡くなられた方)のお生まれになった時からお亡くなりになった時までの連続した戸籍謄本が必要になります。

●相続人さまの戸籍謄本について

- ・被相続人さま(亡くなられた方)の戸籍からご結婚や養子縁組等により除籍・転籍等されている場合は、除籍・転籍から現在の戸籍までの連続した戸籍謄本が必要となります。(※)
- ・兄弟姉妹の方が相続人さまの場合は、被相続人さまのご両親のお生まれになった時からお亡くなりになったときまでの戸籍謄本が必要になります。

※下記に該当する場合は不要です

- ・被相続人さま(亡くなられた方)と同一の戸籍にいる方



【原戸籍・改製原戸籍】

本籍地を変更されたとき・結婚や養子縁組のために、別戸籍に編入されたとき・法律により戸籍簿が改製されたときは、「戸籍簿」が切替わりますので、前・後の戸籍謄本が必要となります。

印鑑登録証明書について

- ・発行後3ヶ月以内の印鑑登録証明書をご準備ください。
- ・海外に居住されている方は、印鑑登録証明書に代えて大使館・領事館などで発行する「サイン証明書」が必要になります。

相続手続依頼書について

- 相続手続依頼書は原則として、相続人さま全員が各自直筆で署名し、実印を押印してください。
(当組合の預金を取得いただく相続人さまのみの署名押印でも手続可能な場合がございます。)
- 署名の際は、印鑑登録証明書と同一の字体で署名をお願いします。

➤ 残高証明書の発行手続

残高証明書が必要な場合は、必要書類をご準備のうえ取引店にお申し出ください。

必要書類 (ご準備いただく書類)	<ul style="list-style-type: none"> ●被相続人(亡くなられた方)がお亡くなりになったことが確認できる書類 ●相続人、遺言執行者、相続財産管理人等であることが確認できる書類 ●手続をされる方の印鑑登録証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
発行手数料	●当組合所定の発行手数料がかかります。

※発行まで日数をいただく場合がございますので、予めご了承ください。